

独立行政法人日本学生支援機構

令和 2 年規程第14号

最近改正 令和 7 年規程第25号

行政不服審査に関する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉 岡 知 哉

行政不服審査に関する規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 審査庁（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 審査請求の審査手続（第 6 条－第 13 条）
- 第 4 章 補則（第 14 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づく独立行政法人日本学生支援機構理事長（以下「理事長」という。）に対する審査請求（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定めるものを除く。）について、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の審査事務の組織及び取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この規程において使用する用語は、法及び組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 16 年規程第 10 号）において使用する用語の例による。

（適用対象）

第 3 条 第 1 条に規定する審査請求の対象となる処分は、業務方法書第 30 条の 2 第 1 項及び第 30 条の 22 第 1 項に規定する決定とする。

2 第 1 条に規定する審査請求の対象となる不作為は、前項に規定する決定に関する不作為とする。

第 2 章 審査庁

（組織）

第 4 条 第 1 条に規定する審査事務の組織（以下「審査庁事務局」という。）の責任者（以下単に「責任者」という。）は、総務部長とし、審査庁事務局は、総務部総務課

(以下「所管課」という。)とする。

- 2 責任者は、所管課の職員で、審査請求に係る処分（以下「原処分」という。）に関与していない者のうちから、補助職員を指名することができる。
- 3 総務部長は、前2項の規定により難いときは、責任者を総務部（以下「所管部」という。）の次長等に代行させ、又は所管部内の所管課以外の職員を補助職員に指名することができる。

(事務)

第5条 審査庁事務局(この条の1号、4号、5号、8号及び9号に限り責任者を含む。)

は、次に掲げる事務を実施する。

- (1) 審査請求に対する相談対応
- (2) 審査請求の受付、第7条第1項に定める審査、補正命令等
- (3) 審理員候補者名簿の作成、事務所における備付け
- (4) 審理員の指名
- (5) 第10条にかかる審理員の事務補助
- (6) 第10条第3項に定める書類の受領
- (7) 裁決案の作成
- (8) 奨学金に関する不服審査会（以下「不服審査会」という。）への諮問及び答申の受領
- (9) 裁決書の作成及び送付
- (10) 審査請求に関する書類の整理・保存
- (11) 証拠書類の返還
- (12) 前各号に掲げるもののほか、当該審査請求に係る必要な事務

第3章 審査請求の審査手続

(審査請求の受付)

第6条 理事長に対する審査請求は、審査庁事務局において受け付けるものとする。

(適法性の審査)

第7条 責任者は、前条の規定により受け付けた審査請求に係る事件について、法第19条及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第4条第2項に規定する審査請求書の記載事項等の要件の具備についての審査（以下「適法性の審査」という。）を行うものとする。

- 2 責任者は、前項に規定する適法性の審査において審査請求書に不備が認められたときは、法第23条の規定により、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じるものとする。

(審理手続を経ない却下裁決)

第8条 責任者は、前条第2項の場合において、審査請求人が同項の期間内に不備を補正しないとき、又は当該審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかであるときは、特別の事情があると認める場合を除き、法第24条の規定により、却下裁決に係る裁決手続を行うものとする。

- 2 処分についての審査請求が、正当な理由なく審査請求期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、裁決で当該審査請求を却下するものとする。

(審理員の指名)

第9条 第7条第1項に規定する適法性の審査の結果、当該審査請求が適法であると認めるときは、責任者は、別表に掲げる職員で原処分に関与していない者のうちから審理手続を担当する1名又は2名以上の審理員（以下「担当審理員」という。）を指名するとともに、その旨を審査請求人及び審査請求の対象となる処分又はその不作為に係る事務を所管する部の長（以下「処分担当部長」という。）に通知するものとする。

- 2 別表に掲げる職員が欠員等の場合には、責任者は、当該職員が所属する部又は室の長と協議の上、当該職員が所属する部又は室の他の職員を審理員に指名することができる。

- 3 審理員に指名された所管課の職員は、審理の公正性・透明性を確保する観点から、審査庁事務局の業務を行ってはならない。

(審理手続等)

第10条 前条の規定により指名された担当審理員は、法第2章第3節に規定する審理手続（同章第1節に規定する手続を含む。）を行うものとする。

- 2 2名以上の担当審理員が指名された審理手続を終結したときの審理員意見書の作成については、その全ての担当審理員の合議によるものとする。

- 3 第1項の担当審理員は、その作成した審理員意見書及び整理した事件記録となる資料（以下「審理員意見書等」という。）を責任者に提出するものとする。

(不服審査会への諮問)

第11条 前条第3項の規定により審理員意見書等の提出を受けた責任者は、必要に応じて組織運営規程第30条の規定に基づき設置された不服審査会に諮問するものとする。

- 2 責任者は、前項の規定により諮問をする際には、審理員意見書等の内容を踏まえた裁決の案を作成し、諮問書にその内容を記載した書面を添付するものとする。

(裁決書の決定)

第12条 責任者は、第8条の規定により審理手続を経ないで却下裁決をするとき、法第45条第2項若しくは第3項の規定により棄却の裁決をするとき、法第46条の規定により審査請求の認容をするとき又は不服審査会から諮問に対する答申を受けたときは、裁決書の案を作成し、決裁手続を経てこれを決定するものとする。

(裁決書の送達等)

第13条 責任者は、前条の規定により裁決書を決定したときは、その謄本を作成し、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における法第46条第1項及び法第47条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に対してこれを送付するとともに、処分担当部長に対してもこれを回付するものとする。

第4章 補則

(実施細目)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、審査請求に関する事務の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 3 年規程第 5 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 4 年規程第 8 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 4 年規程第 17 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 5 年規程第 17 号）

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 6 年規程第 15 号）

この規程は、令和 6 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 7 年規程第 25 号）

この規程は、令和 7 年 8 月 22 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

職名
政策企画部総合計画課課長補佐
政策企画部総合計画課法規係長
総務部総務課管理文書係長
奨学事業戦略部奨学事業総務課長
奨学事業戦略部奨学事業総務課課長補佐
奨学事業支援部基盤業務課課長補佐
返還部返還総務課専門職員
検査室主査